



復興庁

Reconstruction Agency

記者発表資料

平成 25 年 1 月 29 日
復興庁

復興推進計画の認定について

下記のとおり、茨城県及び県内 5 市町村から共同申請があった復興推進計画を 1 月 29 日付けで認定します（認定番号茨城第 3 号）。概要は以下のとおりです。

記

● 建築基準法に係る特例措置

【対象区域】

常総市、高萩市、坂東市、茨城町、東海村の全域

【特例措置の内容】

建築基準法により応急仮設建築物の存続期間は 2 年 3 か月とされているところ、本計画の認定により、計画中に個別に掲げられた仮設建築物の安全性等が確認された場合には、計画に定められた期間内で当該仮設建築物の存続期間を延長（1 年以内ごと）することが可能となるもの。

認定を受けた復興推進計画については、本日復興庁ウェブサイト (<http://www.reconstruction.go.jp/>) に掲載する予定です。

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 藤井、日向、総崎、久住

TEL：03-5545-7234

茨城事務所 渡辺、野中、杉浦

TEL：029-232-8088